

## 相談支援事業 もくば

### 障害児支援利用計画を作成します。

平成 24 年 4 月の児童福祉法の一部改正により、福祉サービスや障害児通所支援などを利用する場合、障害児支援利用計画を作成することが必要になりました。サービスを利用する児童の課題解決や、適切なサービス利用を支援するために、一緒に考えて計画を作成します。

#### どんなメリットがあるの？

一つの計画をもとに、関係機関が情報を共有し、連携を取りながらの支援を受けることができます。

#### 対象は？

泉佐野市在住の障害のある方。

#### 料金は？

ご相談も、計画作成も無料です。



#### ○受給者証って何？

福祉サービスを利用するためのチケットのような物です。これを取得すると障害児総合支援法や児童福祉法に基づいて提供される福祉サービスを行政の給付金を受けながら利用できるようになります。

#### ○障害者手帳や療育手帳との違いは？

障害者手帳や療育手帳は障害名やその程度が記載された証明書になります。

#### ○受給者証の見方

(一) 保護者氏名・児童氏名・生年月日など  
まちがいないかな？

(四) 相談支援支給期間・事業所名・モニタリング期間  
困ったことは相談してね。

氏名	生年月日	性別	障害種別	障害等級	療育手帳番号	障害者手帳番号	療育手帳発付年月日	障害者手帳発付年月日
保護者氏名								
児童氏名								
生年月日								
性別								
障害種別								
障害等級								
療育手帳番号								
療育手帳発付年月日								
障害者手帳番号								
障害者手帳発付年月日								
相談支援支給期間								
事業所名								
モニタリング期間								
相談支援支給期間								
事業所名								
モニタリング期間								

どんなサービス？ひと月何日？いつまで利用できる？

(二) 支援の種類・支給量・給付決定期間

契約するときに記入してもらってね。

(六) 通所支援事業者名・支援の内容・契約支給量・契約日

いくらかかるのかな？

(五) 負担上限月額・適用期間

○支給量等 ⇒ 1ヶ月にサービスを利用できる日数になります。

○給付決定期間 ⇒ 受給者証に記載されている（支援の種類）のサービスを受ける期間になります。

○負担上限月額 ⇒ サービスを利用した際に実費負担となる上限の金額

○受給者証の更新時期・方法について

⇒ 受給者証の有効期限は1年で、お子さまの誕生日に更新期限がきます。

## 福祉サービスや障害児通所支援利用の流れ

